

「石川県運動器研修会」会則

第1条 「名称」

本会は、「石川県運動器研修会」と称する。

第2条 「目的」

本会は、運動器疾患を中心とした整形外科学関連の研修会（講演会）および症例検討会等を企画、運営し、その成果を整形外科の臨床の現場に還元し、運動器疾患の診断と治療の向上さらには石川県内の整形外科を中心とした地域医療の発展に寄与することを目的とする。

第3条 「事業」

本会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研修会（講演会）を原則として、年に2回開催する。研修会（講演会）は、石川県臨床整形外科医会および石川県整形外科医会（整和会）の共催のもとで行う。また、医療関連業者（製薬メーカー、医療機械メーカー等）の共催も認める。
2. その他、前項の目的を達成するために必要と認められる事業。

第4条 「会員」

本会の会員は、本会の目的に賛同する石川県内で整形外科学 of 臨床・研究に携わる医師で、石川県臨床整形外科医会（ICOA）の会員により構成する。

第5条 「会費」

本会の会費は、徴収しない。本会の運営に必要な経費は、石川県臨床整形外科医会より支出する。

第6条 「役員」

本会には次の役員を置く。役員は、世話人、監事、顧問とする。役員はすべて、次のとおり、石川県臨床整形外科医会の役員が兼務する。

代表世話人	石川県臨床整形外科医会会長が兼務する。
副代表世話人	石川県臨床整形外科医会副会長が兼務する。
世話人	石川県臨床整形外科医会理事が兼務する。
会計	石川県臨床整形外科医会の会計担当理事が兼務する。
監事	石川県臨床整形外科医会の監事が兼務する。
顧問	石川県臨床整形外科医会の顧問が兼務する。

第7条 「役員の職務」

代表世話人は、本会を代表し会務を統括するとともに、総会および役員会を組織し、会務を計画・運営する。

監事は、本会の事業および会計を監査する。

第8条 「役員任期」

役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第9条 「総会」

本会の会員は、総会を組織し、本会の運営にあたる。総会は、年に少なくとも1回開催する。本会の総会は、石川県臨床整形外科医会の総会により構成する。

第10条 「役員会」

本会の役員は、役員会を組織し、本会の運営にあたる。本会の役員会は、石川県臨床整形外科医会の役員会により構成する。

第11条 「会計および会計年度」

本会の運営費は次のものをもって支弁する。

1. 本会の会計は、石川県臨床整形外科医会の会計に組み入れるものとする。
2. 必要な経費は、石川県臨床整形外科医会より支出する。
3. 寄付金および研修会費その他の雑収入は、石川県臨床整形外科医会の収入とする。
4. 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第11条 「事務局」

本会の事務局は、石川県臨床整形外科医会の事務局に置くこととする。

附則

第1条

本会則は、平成29年9月16日から制定施行する。

第2条

本会の開催・運営・会則等に関しては、必要に応じ、総会および役員会にて見直すこととする。

改定 平成29年9月16日